金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の概要

金融商品取引法施行令の一部改正

　総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約について、契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為及び契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止することとする。

（第 16 条の４関係）